

○法務省令第 号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条の二第三項の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年 月 日

法務大臣 平口 洋

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
別表第二（第三条関係）			別表第二（第三条関係）		
在留資格	在留期間		在留資格	在留期間	
〔略〕			〔同上〕		
一	〔略〕		一	〔同上〕	
二	法別表第一の二の表の特定技能の		二	法別表第一の二の表の特定技能の	

特定技能	項の下欄第二号に掲げる活動を行う者
	にあつては、五年、三年、二年、一年又は六月
〔略〕	

特定技能	項の下欄第二号に掲げる活動を行う者
	にあつては、三年、二年、一年又は六月
〔同上〕	

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。